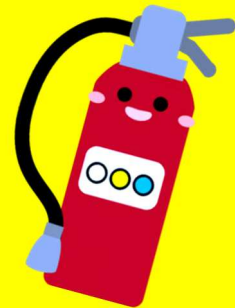


全ての飲食店に



消火器が義務化!

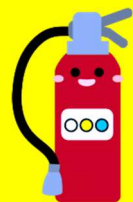
時期  平成 31 年 10 月 1 日から

対象



現在、延べ面積150㎡以上の飲食店には
設置が義務付けられていますが、

全ての飲食店が原則対象になります。



消防法の
改正理由

平成 28 年12月22日に発生した
新潟県糸魚川市の火災を踏まえて、
消防法が平成 30 年3月 28 日に
改正されました。

当社でも消火器をご購入頂けます。
消防設備点検も
行っておりますので、
お気軽にお問合せください(^)v



I Hコンロのみの場合などは対象とならないことがあります。

対象かわからない場合は、各消防署や、豊中市内の場合は、

豊中市役所 予防課にご相談ください。【豊中市予防課 ☎06-6846-8513】